

広島県告示第七百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の一部を行わせることとした。

令和七年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 業務区域

広島県全域

三 構造計算適合性判定業務を行う事務所の所在地

広島県広島市中区八丁堀一五番六号（広島事務所）

東京都新宿区新宿一丁目八番一号（本社）

岡山県岡山市北区内山下一丁目三番一九号（岡山事務所）

愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号（愛媛事務所）

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

延べ面積が千平方メートルを超える建築物（法第六条第一項若しくは法第六条の二第一項の規定による一の確認申請又は法第十八条第二項の規定による一の計画通知における別棟（法第二十条第二項の規定により別の建築物とみなすものを含む。）で延べ面積千平方メートル以下の建築物を含み、法第六条の二第一項の指定確認検査機関を兼ねる一の法第十八条の二第一項の指定構造計算適合性判定機関以外に法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請をすることができない建築物で、この指定確認検査機関に確認申請をするものを除く。）の構造計算適合性判定の業務

五 構造計算適合性判定の業務の開始の日

令和七年八月六日